

退去命令の正当性を議会運営委員会で確認

令和 7 年 9 月 9 日（火） 午前 10 時 10 分 ～午前 10 時 15 分

令和 7 年第 3 回定例会中 議会運営委員会 本文

服部委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議録署名委員には、中川喜文委員と野口航希委員を指名いたします。

先ほど、議場で行われました垣見啓之議員の一般質問中における井桁亮議員の不規則発言を踏まえ、議長が議場からの退去を求むという、議長判断をされました。これは**議場の秩序維持**という部分で**地方自治法第129条第1項**、普通地方公共団体の議会の会議中、この法律または会議規則に違反し、その場、その他、議場の秩序を乱す議員があるときは、**議長はこれを制止し、また、発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、または議場の外に退去させることができる**という部分の基準で先ほどされました。

このことについて皆様のご意見というのかを図りながら、今後の議事を再開したいと思いますので皆様のご意見を伺いたいと思います。ご意見ある方。中川委員。

中川委員

退去していただくしかないと思います。議長が正当な議事整理権に基づいて、これまで**再三の注意、不規則発言の注意、そして発言の禁止、そして退去命令にも従っておりません**ので、これは議長の命令に背く重大な大きな問題だと思います。以上です。

服部委員長

野口委員。

野口委員

やはり秩序の維持というところでもあって、これは**議長の指示に従っていただく**のが良いかなと思います。憲法には自由の発言というものを定められているところではありますけれども、憲法第93条には、地方公共団体には、法律の定めるところによりその議事機関としての議会を設置するとありますし、議事整理権は議長にもありますので、議長の指示が議会においては一番優先されるものかなと思います。

服部委員長

森口委員。

退去命令の正当性を議会運営委員会で確認

森口委員

私も議長の指示通りに退去を命じているのはこれはもう正しいというふうに思います。我々議員は、一般質問 1 時間という枠の中で、それぞれの考え、それぞれのやっぱり皆さんのやっぱり支援者の方、市民の方からね、ご相談いただいたことを一般質問の場で、披露する、質問をぶつける発言をさせていただくわけでありますので、それに対して**個々の議員のこの発言、一般質問に対して、こんな質問をするなんていうことはもう言語道断**だと思いますので、**議長の判断は正しいか**と思います。

服部委員長

皆様のご意見が合一性というのか、**同じ退去という部分でご意見が整っている**のかなというふうに思います。このことを踏まえ、**退去した後、議事を再開させる**という方向でご了解いただけますでしょうか。（異議なしの声あり）

本日、井桁議員が一般質問の届け出を出しておりますので、この部分は権利というとおかしいですけれども、午前中の議場からの退去という部分で 1 度議事を進めていきたいかなと思います。皆様いかがでしょうか。（異議なしの声あり）

井桁議員の午前中の議会への退去という部分で、午後は一般質問はやっていただくという形で議事を進行していきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。議事の再開は 10 時 20 分から再開という形でよろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会を終了いたします。